

(趣旨)

**第1条** この要綱は、村内商工業の振興を図るため、必要な資金の借入に対し、予算の範囲内で利子補給金（以下「補給金」という。）を交付することについて、栄村補助金等交付規則（昭和48年栄村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補給金の交付対象者)

**第2条** 補給金の交付を受けることができる者は、村税等の滞納がない村内に住所又は主たる事業所を置く中小企業者で、次の各号に掲げる資金の融資を受けた者とする。

- (1) 栄村中小企業振興資金
- (2) 長野県中小企業融資制度資金

(補給金の額及び期間)

**第3条** 第1条に規定する補給金の額は、毎年1月1日から12月31日の期間における借入残高平均の1%以内とし、補給の期間は融資実行の日から5年以内とする。ただし、特に村長が必要と認めた場合はこの限りでない。

2 前項に規定する補給金の額については、返済遅延に対する利子及び元金据置期間中の利子は除くものとする。

(補給金の交付申請)

**第4条** 規則第3条に規定する申請は、栄村中小企業振興資金等利子補給金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、毎年1月末までに村長に提出しなければならない。

- (1) 金融機関が発行する借入金償還表の写し
- (2) 村税納税証明書
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 申請書の受付事務については、栄村商工会に委任することができる。

(補給金の交付決定)

**第5条** 規則第4条に規定する交付の決定は、栄村中小企業振興資金等利子補給金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(補給金の額の確定)

**第6条** 補給金の額の確定は規則第13条の規定により行うものとする。

(補給金の請求)

**第7条** 補給金の交付請求は、栄村中小企業振興資金等利子補給金交付請求書(様式第3号)により行うものとする。

(補給金の交付)

**第8条** 村長は、補給金の交付決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)からの請求に基づき、補給金を年1回交付するものとする。

(補給金の返還)

**第9条** 村長は補給金を交付後、この要綱に反する事項を認めた場合、又は融資条件の変更等が生じた場合は、補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。